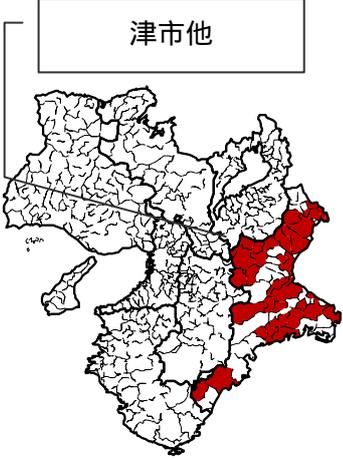


三重県障害児者デイサービス推進特区

都道府県名：	三重県	
申請主体名：	三重県	
区域の範囲：	津市、四日市市、伊勢市、鈴鹿市、名張市、鳥羽市、熊野市、伊賀市、桑名市、松阪市及び亀山市並びに三重県桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、安芸郡安濃町、多気郡勢和村、度会郡玉城町、度会郡南島町、度会郡度会町、南牟婁郡紀和町及び度会郡大紀町の全域	

特区の概要：	県民しあわせプランにより、福祉サービスを必要とする人が、多様なサービスを自ら選び、利用しながら、住み慣れた地域において生活できることを目指している三重県において、近隣で知的障害者デイサービス事業を利用することが困難な知的障害者及び児童デイサービス事業を利用することが困難な障害児が、介護保険法による指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所等を利用することにより、身近な場所でのサービスを可能とする。
--------	---

適用される規制の特 例措置：	・指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認
-------------------	-----------------------------

